

入札回数を2回と指定する場合の、建設工事に係る「一抜け方式」の
取扱いについて

熊谷市

建設工事の入札に係る、いわゆる「一抜け方式」の取扱いにおいて、入札回数を
2回（初度入札及び再度入札を指します）と指定する場合、次のとおり取扱うこと
といたします。

1 初度入札について

一連の「一抜け方式」の適用により開札順序に従い開札を行う中において、順
序が上位である案件が予定価格超過により再度入札に移行するため落札候補者が
決定しない場合にあっても、下位の案件の開札については、公告に記載した日程
に従い開札を行います。

したがって、下位の案件において落札候補者になった者は、さらに下位の案件
があった場合について、通常の「一抜け方式」と同様、入札への参加資格を喪失
することとなります。

2 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札の参加資格について

一連の「一抜け方式」の適用により開札順序に従い初度入札の開札を行った結
果、いずれかの案件において落札候補者となった者は、別のいずれかの案件が予
定価格超過により再度入札に移行した場合、その再度入札の参加資格を喪失する
こととなります。

例1 案件1～3に、A、B、C、D、Eの5社が応札した場合

案件1	再度入札へ移行（A、B、D、Eが予定価格超過、Cは最低 制限価格未滿）
案件2	A社が落札候補者
案件3	B社が落札候補者



案件1	再度入札に参加できるのは、D、Eのみ （A、Bは初度入札において既に落札候補者になっている） （Cは初度入札において最低制限価格未滿の応札であった）
-----	--